

# あなたの山も整備できます!

## ～ 森林環境税を使った森林整備の流れ ～

ここまで、森林環境税を使った各種事業をお伝えしてきましたが、「どうすれば事業を実施してもらえるのか?」という疑問を持った方も多いはず。このページでは、森林環境税を活用した森林整備の流れを紹介しますので、ぜひ参考にしてください。



親父から森を引き継いだけど木も混んでいるしツルだらけ。整備をしたいけど、やり方も分からないしお金もないし…

困ったなあ。



**そんなときは!**

お近くの県林務環境事務所や森林組合等の林業事業体に相談してください!



早速、森林組合の職員が現地確認に来てくれました!

**チェック!**

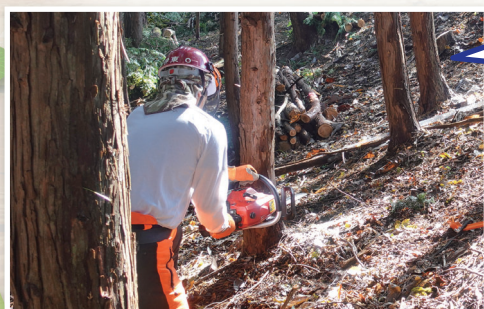
●ご相談いただければ、県林務環境事務所や森林組合等の職員が現地確認を実施した上で、森林の状況に応じた事業提案等を行います。



説明を聞いて納得したので、森林組合に作業をお願いします!

**チェック!**

●森林環境税を活用する場合、所有者・事業者による委託契約と所有者・事業者・県の3者による協定の締結が必要となります。  
●森林環境税を活用した事業では、所有者負担なしで整備が行えます。  
●協定の主な項目は、【作業内容】【3者の役割】【所有者の行為制限(一定期間森林以外への転用禁止など)】などです。



森林整備ならお任せください! きれいな森林に再生させます!

**チェック!**

●森林組合等は作業範囲を確定するための境界測量を行った後、間伐(不用木や不良木等の伐採)、ツル切り等の作業を実施します。



おおー! あんなに荒れていた森がこんなにきれいになった! 心配ごとがなくなって、これでひと安心!

**チェック!**

●間伐により林床まで光が届き、健全な森林へ再生されます。  
●事業実施後は、協定内容に則り、森林所有者は林業事業者と協力して管理を実施していただきます。

※これは「荒廃森林再生事業」の一例です。実施事業は森林の状況等により変わりますので、まずはお近くの県林務環境事務所や森林組合等にご相談ください。